

○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

第二章 免許等

（名簿）

第六条 一級建築士名簿は国土交通省に、二級建築士名簿及び木造建築士名簿は都道府県に、これを備える。

2 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

第六章 建築士事務所

（登録簿等の閲覧）

第二十三条の九 都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 登録簿
- 二 第二十三条の六の規定により提出された設計等の業務に関する報告書
- 三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの